

※供覧を希望される方は、この申込書に記入の上、建築住宅課までお越しください。

不動産鑑定業者名簿等供覧申込書

申込日 令和 年 月 日

申込者	住所		
	氏名		
	供覧理由	<input type="checkbox"/> 不動産鑑定に係る調査 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	※これにより取得する個人情報、不動産鑑定業者名簿等の保管及び管理事務のために利用します。		
供覧対象業者	登録番号	名称又は商号	
	<input type="checkbox"/> 知事 <input type="checkbox"/> 大臣 () 第 号		
	<input type="checkbox"/> 知事 <input type="checkbox"/> 大臣 () 第 号		
	<input type="checkbox"/> 知事 <input type="checkbox"/> 大臣 () 第 号		
	<input type="checkbox"/> 知事 <input type="checkbox"/> 大臣 () 第 号		
	<input type="checkbox"/> 知事 <input type="checkbox"/> 大臣 () 第 号		
	<input type="checkbox"/> 知事 <input type="checkbox"/> 大臣 () 第 号		
	<input type="checkbox"/> 知事 <input type="checkbox"/> 大臣 () 第 号		
	<input type="checkbox"/> 知事 <input type="checkbox"/> 大臣 () 第 号		
	<input type="checkbox"/> 知事 <input type="checkbox"/> 大臣 () 第 号		
	<input type="checkbox"/> 知事 <input type="checkbox"/> 大臣 () 第 号		

供覧時の注意事項

- 1 業者を特定するため、供覧する業者の登録番号及び名称又は商号を記載してください。
- 2 一度に供覧できる件数は10件以内です。
- 3 供覧所（建築住宅課）以外の場所での供覧は禁止します。
- 4 供覧書類を汚損・破損しないように注意してください。
- 5 供覧所（建築住宅課）内での飲食は禁止します。
- 6 供覧書類は、供覧終了後すぐに直接係員に返却してください。
- 7 供覧以外の業務も行ってまいりますので、お待ちいただく場合があります。
- 8 供覧に際して係員の指示に従わない場合は、供覧を停止することがあります。